

「人權ならびに市民權の宣言」 の諸草案（一）

恒藤武二譯

こゝに譯出した「人權ならびに市民權の宣言」の諸草案は、パリの Hachette 書店より一九〇一年發行された「人權宣言資料集」(LA DECLARATION DES DROITS DE L'HOMME ET DU CITOYEN 1789) 第十二版によつた。このテキストは、國民議會の議事録、當時の新聞等を利用して、八九年の人權「宣言」ができあがるまでの過程の中で發表された草案や討議の内容を、順を追つて抜粋し、収録したものである。今回は、その中から、「宣言」ができあがるまでの過程を知る上で、比較的重要と思われる草案を譯出することにした。

周知のように、一七八九年七月より開始されたフランス大革命は、絶対主義と舊制度の崩解、市民社會の誕生を示すものであつた。大革命に先立つ五月五日よりヴェルサイユで開かれていた三身分會では、舊制度の敵對者が多數を占めていた。それで第三身分の代議員は、貴族、僧侶の代議員とは別個に國民議會の下に結集し、「議會解散を命じ得る王權に反對した革命的文書たる憲法を、フランスが受容れぬうちは解散

「人權ならびに市民權の宣言」の諸草案（一）

しない」という「テニスユートの誓」Le serment du Jeu de paume（六月二十日）を行い、王に抵抗した。ルイ十六世は、やがて讓歩し、彼の命令によつて、貴族、僧侶は國民議會に合同した（六月二十七日）。こうして國民議會において、憲法を制定するという事業は、七月十四日の事件の前から、既に始められていたのである。

右のような絶対王政を廢止し、立憲君主政を少くとも獲得しようとする動きは、全國的に表れていた。すなわち、各地の第三身分の人々は、憲法に先行するものとして、權利の宣言 Déclaration des droits を作成するよう要求していた。その代表的な例として、パリ市の第三身分の代議員によつて、作られた陳情書の中に示されたものを、最初に譯出する。

パリ市の第三身分の代議員によつて 作られた權利宣言

すべての政治的社會において、すべての人間は權利において平等である。
すべての權力は國民より發し、かつ、國民の幸福のために行使され得ない。

一般意思が法を作り、公共の力がその執行を保障する。
國民のみが税金を許可することができる。「すなわち、」國民は、その税額を決定し、期間を定め、割當を行い、用途を指定

し、決算を請求し、公表を要求する權利を持つてゐる。

法は、各市民にその財産の所有およびその人格の安全を保障するためにのみ存在する。

すべての所有權は侵されてはならない。

何人も、合法的な裁判によるほか逮捕され、處罰され得ない。

何人も、軍人であつても、裁判なしには罷免され得ない。

すべての市民は、一切の職務・職業および要職 *dignités* に付く權利を持つてゐる。

各人の自然的、市民的、宗教的自由、彼の身體の安全、法の權威以外の一切の他の權威に對する彼の絶對的獨立は、公の秩序を亂し、かつ他人の權利を傷けないかぎり、彼の意見、彼の談話、彼の著作、彼の行爲に對する探索を拒否する。

國民の權利の宣言の結果として、我々の代表者達は、いかなる補償もなしに人格的隸屬の、その所有者に對する補償の下に土地的隸屬 *la servitude réell* の廢止、強制的な軍隊、すべての法外なコミッション、郵便に託された信書に對する公の信頼を破ること、等の廢止、發明者の場合を除いて、——發明者に對しては一定の期間を限つて承認される——すべての排他的特權の廢止、を明白に要求するであらう。

これらの原理の結果として、出版の自由は、著者がその原稿に署名し、印刷者がそれに應じ、そして相互にその出版の結果

に責任を持つという條件の下に、承認されなければならない。

三身分會において決定されるであらうような、これらの自然的、市民的、政治的諸權利の宣言は、國民の憲章およびフランス政府の基礎となるであらう。

ラ・ファイエット *Le marquis de La*

Fayette (1759~1834) の草案(二)

國民議會では、七月七日、三十名の委員からなる特別委員會を指名、この委員會が憲法の作成にあたることになつた。同時に九日には立憲議會 *L'Assemblée Nationale Constituante* が正式に成立し、同日ムニエによつて憲法の原則が示された。ムニエの提案は、自然的正義 *la justice naturelle* に基いた諸原理をすべての社會に復活させ、この原理の結果たる人權宣言を憲法の中に規定しなければならぬとし、同時にそこに眞の君主制 *la véritable monarchie* を設定しようとしたもので、次の諸項目からなつてゐる。

人權の宣言

君主制の原理

國民の權利

王の權利

フランス政府の下における市民權

國民議會の組織と機能

法の制定に必要な形式

地方および都市議會の組織と機能

司法權の原理、義務および限界

軍事的權力の機能と義務

右のようなムニエの提案に續いて、草案を發表したのは、ラ・ファイエットであつた。當時革命勢力の指導權を握つていたのは、ブルジョアジーを代表する愛國者黨 *Patriote* であつたが、次に譯出するラ・ファイエットの草案は、このパトリオットの調子を思わせると批評されたものである。ラ・ファイエットは北米イギリス植民地の獨立戰爭の際に、獨立軍に投じて戦つた自由主義的な將軍として有名である。革命の時期には三身分會で貴族部の議長を務めていた。

ラ・ファイエットの草案

「自然は人間を自由かつ平等なものとした。社會秩序に必要な差別は、一般の利益に基いてのみなされる。」

「すべての人は、生れながらにして不可譲の、かつ、時效にかゝらぬ權利を持つてゐる。かゝる諸權利とは、一切の言論の自由、名譽と生命に對する配慮、所有權、身體・勞働およびすべての能力の完全な處理、一切の可能な方法による思想の傳達、幸福の追及および壓制に對する抵抗である。」

「自然的諸權利の行使は、その權利の享受を社會の他の成員に

保障するための限界以外の限界を持たない。」

「何人も、彼またはその代表者によつて同意され、豫め公布され、かつ合法的に適用される法にしか支配されない。」

「全主權の淵源は國民の中にある。いかなる團體、いかなる個人も明白に國民の中より發せぬ權力を持つことはできない。」

「すべての政治は共同の福利を唯一の目的としている。この利益は、立法權、執行權および裁判權が區別され、明確にされること、かつ、その組織がそれぞれ市民の自由なる代表、執行官の責任および裁判官の公平無私を保障することを要求する。」

「法は明瞭、正確かつ全市民に對して均等でなければならぬ。」

「課税は自由に同意され、かつ「能力に」比例して割當てられなければならない。」

「亂用が始まり、かつ新しい世代の權利が生れてくると、人間の全制度に對する再檢討が必要となるので、國民に對して、必要ならば憲法の缺陷を調査しかつ修正することを唯一の目的とする代議士の特別招集を、一定の場合には、穩和な方法で確實に行ふことが可能でなければならぬ。」

シエイエス *Abbé Emmanuel Joseph Sieyès* (1748~1836) およびムニエ *Jean Joseph Mounier* (1758~1806) の草案によつて

一七八九年七月十四日に、それまでの三十人委員會に代つて憲法の草案を作成し、それを國民議會に提出する任務を持つ八人委員會が成立した。この八人委員會のメンバーであるシエイエスとムニエ(共に第三身分選出の代議員)は、委員會が委託された仕事をしている間(七月十四日―二十七日)に、夫々個人の資格で「人權ならびに市民權の宣言」の草案を發表した。こゝに譯出したのはこの兩者の草案である。特にシエイエスは、草案提出と同時に、八人委員會で「人權ならびに市民權」に關する理論的な説明を行つている。こゝではテキストに従つて、彼の説明のうち、フランス國民の二つの階級への分割、すなわち能動的市民と受動的市民への分割に關する部分を譯出しておこう。この原理は後に九一年憲法に取り入れられた。

「確かに、人間の間には手段における大きな不平等が存在している。自然は強者と弱者を作り、一方には拒否した知識を他方には分與している。それゆゑ、人間の間には、勞力の不平等、收益の不平等、消費あるいは享受の不平等が存在するだろう。しかし、彼等の中に權利の不平等が存在し得るといふことにはならない。

……これらの二種類の權利、「一方、自然のおよび市民的權利、他方、政治的權利」の間の相異は、自然的・市民的權利は、それらの保持と發展のために社會が形成されるものであるのに對して、政治的權利は、それによつて社會が形成されてゆく諸權利

であるといふところにある。用語を明瞭にするためには、前者を受動的權利、後者を能動的權利と名付けるのが適切である。一國のすべての住民は、そこで受動的權利を享受しなければならぬ。すべての人は、人身の保護、所有、自由等を請求する權利がある。しかし、すべての人に、公權力の形成に際して能動的な參加を請求する權利があるのではない。つまり、すべての人が能動的市民なのではない……。」

なおシエイエスは、「第三身分とは何か」"Qu'est-ce que le Tiers-état"の著者として有名である。

シエイエスの草案

第一條、すべて社會は、全成員の間の約定 convention による自由な產物としてのみ存在し得る。

第二條、政治的社會の目的は、すべての人の最大の幸福 bien 以外にあり得ない。

第三條、すべての人は、その人身 Personne の唯一の所有者であり、かつこの所有權は不可讓のものである。

第四條、すべての人は、他人の權利を侵害しないという唯一の條件の下で、その個人的能力を自由に行使できる。

第五條、何人もその思想について、またその感情について責任を問われないゆゑ、すべての人は語り、あるいは沈黙する權利をもつ。また何人に對しても、その思想と感情を發表するい

かなる方法も禁止されてはならない。かつ、特に各人は常に他人の権利に損害を與えないという唯一の條件の下に、自分が善いと思ふことを書き、印刷しあるいは印刷させる自由を持つてゐる。要するに、あらゆる著作者は彼の著作を販賣し、販賣させることができ、かつ、郵便によつても、他のあらゆる方法によつても、いかなる背信をも恐れる必要なく自由にそれを流布することができる。特に信書は、差出人と受取人との間に介在するすべての取次人にとつて、神聖でなければならぬ。

第六條、すべての市民は、彼自身が善かつ有用と判断するところにしたがつて、等しくその勞力、才能ならびに資本を自由に使用することができる。いかなる種類の勞働も市民に對して禁止されない。彼は自己の氣に入るものを氣に入る仕方で製造、生産することができる。彼は自己の意思にしたがつて、あらゆる種類の商品を保持し若しくは運搬し、卸あるいは小賣りでそれを賣却することができる。種々の職業において、いかなる個人、いかなる團體も彼を拘束し、況んや彼を妨害する権利を持たない。法律のみが他のすべての自由に對すると同様、市民がこの自由に與え得る限界を指示することが出来る。

第七條、すべての人間は、等しく自由に、彼が好む時ならびに好む仕方、旅行しあるいは滞在し、轉入しあるいは轉出することができる、また、王國の外に出て行き、再び王國に歸ることさえ等しく自由である。

第八條、すべての人間は、彼が適當だと判断するところに從つて、自由に彼の財産、彼の所有物を處理し、またその支出を規正することができる。

第九條、市民の自由、所有ならびに安全は、すべての損害を償ふに足りる社會的な保障の下に置かれねばならない。

第十條、法はその命令において、誰か他人の權利を侵害しようとする単なる市民たちの命令を取締り得るだけの力を持たなければならぬ。

第十一條、法律を執行することを委託された人々、權威あるいは公權力の若干の他の部分を行使する人々は、すべて、市民の自由に害を與え得るような力を持つてはならない。

第十二條、國內秩序は、軍事的權力の危險な援助に訴えることを必要としないように、合法的な治安力によつて確立され、奉仕されなければならない。

第十三條、軍事的權力は、對外的政治關係に關する任務においてのみ設置され、存在し、かつ行動しなければならぬ。かくして、兵士は決して市民に對して使用されてはならない。兵士に命令を下し得るのは外敵に對する場合のみである。

第十四條、すべての市民は平等に法に從う。何人も法の權威以外のいかなる權威に服従することを強制されない。

第十五條、法はその目的として共同の利益しか持たない。それゆえ、法は、それが誰であろうと、何人にもいかなる特權を

も認め得ない。もし特權が設けられたならば、その起源が何であつても直ちに廢止されなければならない。

第十六條、もし人々が手段 *moyens* において、すなわち富、精神、力等において平等でないとしても、彼らが權利において平等でないということにはならない。法の前で、すべての人はその權利について他人に相當し、法はすべての人を全く區別なく保護する。

第十七條、何人も他人より以上に自由ではない。何人も、他人がその所有物に對して持つ權利以上の權利を、自己の所有物に對して持たない。すべての人が、同等の保障と同等の安全を享受しなければならない。

第十八條、法は平等に市民を拘束するので、法は罪人をも平等に罰しなければならない。

第十九條、法の名において召喚され、逮捕された市民は直ちに従わなければならない。彼は抵抗によつて有罪とされる。

第二十條、何人も、法に豫定された場合および法に定められた形式によつてでなければ、裁判に召喚され、逮捕され、投獄されてはならない。

第二十一條、專斷的な、あるいは違法な命令は無効である。その命令を請求した人あるいは人々、それに署名した人あるいは人々は有罪である。その命令を伝え、それを實行し、あるいは實行せしめた人人は有罪である。すべて罰せられなければならない。

らない。

第二十二條、かような「前條の專斷的あるいは違法な命令を指す」命令を受けた市民は、實力によつて實力を斥ける權利を持つ。

第二十三條、すべての市民には、その事物 *choses* のためにも、同様にその人格 *Personne* のためにも、もつとも敏速な裁判を請求する權利がある。

第二十四條、すべての市民は、社會の状態から生れるはずの共同の利益を請求する權利がある。

第二十五條、自己の必要を充すことのできないすべての市民は、仲間の市民に援助を請求する權利がある。

第二十六條、法は一般意思の表現以外のものではあり得ない。大きな國民にあつては、法律は、公共の事物に關心をもち、かつ能力のあるすべての市民により、短い任期で、間接あるいは直接に選ばれた代表者の團體によつて、作り出されたものでなければならぬ。この二つの資格は、「公共に對する關心と、能力を指す」憲法によつて積極的かつ明白に定められる必要がある。

第二十七條、何人も、國民の代表によつて自由に賛成された租税以外に對しては、支拂を強制されない。

第二十八條、すべての公權力は人民から發しており、人民の利益以外の目的を持たない。

第二十九條、公權力の構成は、常に活動的かつその目的を達成するために常に適切であつて、公權力が、社會的利益に損害を與えてその目的から決して離れることのないようなものでなければならぬ。

第三十條、公の職務は決してそれを執行する者の所有とはなり得ない。彼がそれを執行するのは、權利ではなく義務である。

第三十一條、公務員 *Les officiers publics* は、あらゆる種類の權限において、彼らの瀆職並びにその監督に責任がある。王のみが、この法の例外とされなければならない。その人格は常に神聖かつ侵されない。

第三十二條、國民は、常にその憲法を再審査し改正する權利を持つてゐる。その必要がどのようなものであれ、憲法の再審査が行はれる一定の時期を規定することは、同様に良いことである。

ムニエの草案

王に招集され、國民議會に集合した、我々フランス國民の代表は、あらゆる階層の市民によつて信託され、フランス憲法を制定し、公共の福祉 *la félicité public* を保障するために特別に委託された權限によつて、その信託者の權威によつて、フランス帝國の憲法として、以下に表明されるような基本的な諸原理と諸規則および政府の形式とを宣言し且つ設定する。

第一條 自然は、人間を自由かつ諸權利については平等なも

のとした。それゆえ、社會的差別は共同の利益の上に基礎付けられなければならない。

第二條 すべて政府は一般福祉 *la félicité générale* を目的とせねばならぬ。それは統治されるものの利益のために存在するのであつて、統治するものの利益のためにはない。

第三條 全主權の淵源は國民の中にある。いかなる團體、いかなる個人も明白に國民の中より發しない權力を持つことはできない。

第四條 政府は權利を保護し、義務を命じなければならない。政府は人間の能力の自由な行使に對して、公共の幸福にとつて明白に必要な限界以外の限界をもうけてはならない。政府は、特に全ての人間に屬している時效にかゝらぬ諸權利を保障しなければならない。このような諸權利とは、自由、所有、安定 *la sûreté*、名譽と生命に對する配慮、思想の自由なる傳達、壓制に對する抵抗權である。

第五條 諸權利が保護され、義務が定められ、有害な行爲が罰せられるのは、明白、正確かつ均等な法によつてでなければならない。

第六條 法は、市民および自由に選ばれた市民の代表の同意を得なければ制定され得ない。法が一般意思の表現であるべきだというのは、この意味においてである。

第七條 自由は他人を害さない一切のことを爲し得るところにある。法によつて禁止されていないことは妨げられ得ない。また、何人も法が命じない行爲を強制され得ない。

第八條 法は決してその公布以前の事件に對して援用されてはならない。もし法がその公布以前の事件の判決を確定するために用いられるならば、その法は壓制的かつ暴虐的なものである。

第九條 専制を防ぎ法の支配領域 *l'empire de la loi* を保障するために、立法權、執行權および裁判權は區別されなければならないし、かつ再び結合されてはならない。

第十條 すべての個人にとつて、法に救済を求めることが可能であり、その財産、身體あるいは名譽に受けた損害と不正に對して、あるいは、その自由の行使にさいして受けた障害に對して、個人は法による速かな救助を得ることが可能でなければならない。

第十一條 何人も法にもとづいて、法が規定する形式かつ法が豫め定める場合にしか、逮捕または投獄され得ない。

第十二條 刑罰は決して専斷的であつてはならない。しかも、人がいかなる階級 *rang* および地位であつても、法によつて定められた場合、刑罰は全ての市民に對して絶對的に均等に適用されなければならない。

第十三條 社會の各構成員は、國家の保護を請求する權利が

あるので、國家の繁榮に協力し、かつその能力と財産に應じて必要な經費を負担しなければならない。何人も、その階級 *rang* または職業の如何を問はず、いかなる恩惠または免除をも主張することはできない。

第十四條 何人も、法に従いかつ公の禮拜を亂さぬ限り、その宗教上の意見のゆえに脅されることはない。

第十五條 出版の自由は公的な自由 *liberté public* の、もつとも強固な基礎である。法はこの自由を保持し、かつ、他人の權利を侵害するために、この權利を亂用するような人々に對する處罰を保障しなければならない。

第十六條 國家を防衛するための軍事力は、市民的權威の命令の下においてのみ公共の安寧を維持するために使用されることができ。



附記 本稿作成に際しては、杉江榮一氏の多大の協力を得たことを明記して置きたい。

餘 錄

法政研究會

六月二十四日 於研究室

出席者 小野・山本・井ヶ田・君村・杉江の諸氏

報告「人權宣言草案の成立經過について」恒藤武二教授

報告者より、まず、人權宣言の起草が問題とされた當時の政治・社會情勢と、その起草委員會（三十人委員會）の構成の説明があり、次いで、その委員會の冒頭で、ムーニエによつて人權宣言に盛り込むべきものとして示された基本原則十ヶ條の解説があり、それらと社會的背景との關連が、また、人權宣言の法的性格が、討議せられた。後、話題は、ひきつづいて委員會に示されたラファイエットの私案、シエイエースの私案、ならびに、起草委員會が八人委員會に切りかえられた後に提示されたミラボーの草案、またムーニエの草案の説明とそれらの評價に移つた。前二者の私案乃至ムーニエ草案と第三身分との關係について交された意見は、極めて活潑であつた。本號、資料欄の一七八九年の人權宣言草案（譯）は、その第一回分である。

消 息

金山正信教授（民法）は、御存知の如く、昨五四年七月、ハーバートエンチンインスティテュートをスポンサーにもつたゲイテイニングスカラープログラムに據つて空路渡米された。

在米中の研究主題は、たしか「プロテスタンティズムと近代法」とかであつた。凡一年間、専攻の學問を通じて日米の法學的交流に裨益され、それで一時は、もう一年滯米期間を延長されそうな勢いであつたが、今度、次のような一節を含んだ航空便を今井部長宛に送られ、有名なハーバートの卒業式を見られてから歐州廻りで歸學の豫定を明らかにせられた。

「……おかげで、この日程を大過なく過しました。来る十六日（六月）の卒業式をすまして廿三日頃ニューヨーク、それから歐州に向けて立つことになりました。旅行代理店のすすめで飛行機にしようかと思つたりいたしました。それは困難なので全部船便をとることにいたしました。そして九月末頃に横濱入港の豫定です。……歐州で田畑先生にお目にかかれたら仕合せだがと、そのような旅行日程を作つています。しかし都合で途中からまた變更するかも知りませんので、たしかなことは申せません。……」

*

「私は見物ざらいの方ですから、ローマも大したものではありませんが、さすがに古都だと言うことだけは、しみじみと感

じています。しかし、この聖ペテロ寺院の内部の立派さには些か驚嘆いたしました。印度は暑く、こちらは又寒く、寒と暑に弱い私は何か試練にでもあつてゐるかの如くです。」これは田畑教授のローマ便りである。

田畑教授は、さる四月二日スカンディナヴィヤ機で東京からカルカッタに飛び、四日インデア機に乗りついで、デリーのアジア諸國會議に出席することで外遊日程の扉を開けられた。

十二日會議を終えて、カラチを経由して十三日朝ローマ着。二週間滞在。その間、ローマ、フィレンツェ、ボローニヤ、またナポリを周遊。その一夕は、法哲學のデル・ベキオ教授と共に過ぎられた。ともかく、薄寒いので閉口されたい。

四月二十七日パリに到着。以後ほゞ二ヶ月をパリを據點にして視察を続け、その間ジェノバその他スイスの周遊、このあたり二臺のカメラが活躍のはずである。(出發前、ニコンとコーナン16を説明書と首引きで、猛練習をしておられたから、全然ピンボケというような悲惨なことはないはずである。) 六月二三日パリを立ち、ヘルシンキの平和愛好者大會に向はれる。大會では、議長團におしあげられて、かえつていつもの發言量が拘束されたとか。後、しばらくスエーデンの首都ストックホルムに滞留の豫定のような。後は、コペンハーゲンに一週間、フランクフルトに一週間、この折にボンとハイデルベルグを訪ね、八月一日から二週間再びパリにもどられる。

教授はパリがお氣に召したらしい。

一九五五年五月十八日パリにて 田畑 生

「ごぶさた申し上げています。こちらは、このごろ又すこし寒くなつて、雨が毎日降つて、毛皮のオーバーを着ている婦人を澤山見かけます。(然し、雨は降つたかと思つてうちにすぐ止むので傘の必要がないくらいです。) 私もそれに負けずに厚着をして夏服の下にシャツ類を四枚ぐらい着ている次第です。

フランス人は黒い色が好きらしく、又それがよく似合うようです。先日もキャピタン教授のお招きを受けて訪ねたのですが、奥さんもマドモアゼルも教授御自身も揃つて黒服で、お上品だと思つた次第です。マロニエの花はすでに散つて、リラの花や私がその名を知らない花々がきれいです。今朝、シテの庭内を散歩してましたら、異國の學生が四ツ葉のクローバをくれました。皆さんの御健勝を祈りつつ、別便で寫眞と繪葉書を送りましたから研究會でも御覽下さい。」

八月二八日チューリッヒに向い、十日滞在、そして九月七日エールフランス機で歸學コースをとり、十日晝、東京着の豫定である。何分、小柄で頑健でない上に見物ぎらいの教授にとつて、これはかなり立てこんだ日程であるので、研究室では心配する向もある。もつとも、ローマでデル・ベキオ教授が遠來の珍客にと差出された乾盃のグラスを非常に感謝されながらも、

再三、自分はアルジュールを生涯断つてゐるのだからといつて、遂にことわられた程の教授の籍生ぶりからおして、もしかするとモスクワの方にも足をのばされる餘裕を残しておられるかもしれない、という意見もある。

なお、外遊の目的に、教授は、歐洲諸大學の現況と北歐王制の實態の瞥見といつたものを含めておられるようであつたが、更に、前記の六月二十二日からのヘルシンキにおける世界平和愛好者大會（九〇ヶ國代表二〇〇〇名、日本代表四八名）への出席がタイムリーに追加された。

濃縮ウランの受入れのために、國民の疑惑とためらいを無視して、政府が原子力協定の假調印を行つた丁度その際でもあり同志社・京都の代表としての教授が、いつものあの直截な論理で、絶對平和主義を、誰彼なしに訴えられたその様子は、たぶん次號あたりで詳報できると思う。

兩教授が無事に歸學されることを祈る。（小野記）

時 評

昭和三十年六月二十二日、これは我國裁判史上記憶さるべき日であらう。この日、三鷹事件に對する最高裁の判決が下され、各新聞紙はビッグ・ニュースとしてこれを報導した。原審の死刑の判決を理由ありとして上告棄却を主張した判事が八名、他の七名はこの判定に賛同しなかつた。文字通り後味の悪いも

のがある。専門的な法律理論としては勿論幾多の問題がある。こゝでは國民感情と裁判とについて觸れるだけである。今度の三鷹判決が「あれでよいのか」といつた底深い疑問と割り切れない不安とを一般國民の生活感情の上に投げかけたことは否定出来ない。さきごろ、裁判に對する國民の信頼の問題が取り上げられ、外部からの批判が騒音として難じられ、裁判の信頼性を動搖せしめるものとして叱責せられたのであつた。併し乍ら裁判の信頼性を左右するものは、外部からの批判ではなく、ほかならぬ裁判自體の運営なり實質なりが信頼性の根源であること、このことを三鷹判決自體が實證してくれたものとして、含味すべきであらう。（あきやま）

*

コンパが活況を呈している。春のシーズンだつた四・五月には、法學部の掲示板の下段にまで、演習や講義・外國書のコンパ、一年指導制グループのコンパが入れかわり並んでいた。季節外でも、どこかの掲示場に何か一つ二つ、研究サークル・運動部・縣人會・同窓會のコンパの掲示がでてゐる。掲示しない大小各様のコンパもあることだから、全體としてコンパ大繁昌というところである。

なにしろ、親睦、歡送迎、祝勝、報告その他何でもその氣にさえなれば結構コンパの種になるのだから。

主催者の性格で、多少それぞれ趣向にバリエーションがある

にしても、總じて金もないし、奇計も浮かばないとなれば、いきおい、酒・すきやき・歌合戦（乃至論戦）というところに公約敷が出る。それも、できるだけ安くアゲようと氣張るから、「二級酒で飯ぬき」、翌朝は「悪酔いと聲がれ」の落ちになりかねない。

コンパに一種のマンネリズムがうまれるのはこうした事情からである。企畫失敗の悲惨な一例。天井からスキヤキ用のゴム管が七八本たれ下つている座敷に坐ると、プライドが氣になり乍らも、何となく身を落した解放感とヤケくそが半々になつて無意味に獻杯やらつぎまはりやらかし、一體どこで見ならつたか、お互にはずかしくなるような卑ワイさに手もなく降参してしまふ。どうも卑俗な例で恐縮である。

コソクな杯のやりとりが臆面もなくのさばつて、ひどく氣になる場合もある。

一杯の杯をわけあつているとする。傍からみていて、それが貴様と仲よく分けあうのはこの安酒だけで、他のことは一切、就職にしろ期末試験にしろアルバイトにしろカタキどうしなのだぞ、という風に見えることがある。が、これはカタキどうしといつてみたところで、斬り合い撃ちあう仲ではなく、互にそのカタキの存在を認めあう獻しゆうだから、結構といえはいかにも結構で、つい苦笑する。だからといつて杯をなめあうその姿はどうも戴きかねる。そんなとき、何となく、彼らの仲間が

勇んでか、いやいや乍らかともかくも時代物のエキストラのアルバイトに通う、こだわらぬというか、なげやりな氣持が分るような味けなさを感じる。

彼らは無意味に杯をなめあつていなのだ、そのことの詮議だてはしないで、ただ何となくそうしているのだ、少くとも意識的にたのしんでいるのではない、ただの遊びだと考え直すのだが、どうも氣になる。

同じ容器の同じ食物を飲食しなければ本當の親睦と同族感を得られないとする氣持は、今後ともおそろく人類から抜け切れないであらう。けれども、それを下品な分厚いおチョコのやや粘性をおびた液體を飲み分けることに象徴しようとするのは、あまりにもみじめな形式主義で、過去の社會に重んぜられた儀式を、ただ形骸的に無批判的にうけ入れる因習派のアナクロニズムと言はれても、満足な返答はできないであらう。

この調子なら、彼はよるこんで上役と親分子分の杯をかわすだらうし、婚約、結婚でも本氣で杯をいたただくだらうし、商談の成立と示談の終結にも杯の效用をみとめるであらう。そしてこれが日本的というものだと言ひもするだらう。

コンパでの杯のやりとり、獻杯は、傳統の維持ではなく、因習温存の第一歩として評價すべきであらう。

仲間の意識、親睦の情感、同志の結合を表現するのに杯をかわすⅡ「人のなめた器のへりをまたなめること」まで徹底しな

ければ、はたして気がすまぬものであらうか。なめるのではない、すすむだけだ、すすつた後は、洗つたり、指でふきもするといふ。五十歩百歩というよりは、一層コソクではないか。

こんな所に案外、人生の意義を感じる年配のあることは百も承知の上だが、しかし、それほど因習の拘束を受けてもいず、因習意識もないコンパの面々、すなわち次の世代の精鋭が、知らず知らずに因習のトリコになつてゐるのは一寸した屈辱であらう。

なに、彼らは意識して杯をなめあつてゐるのだ、ニヒルな氣持で互いを卑しめあつてゐるのだとするなら、何をか言わんやだ。世代の精鋭がニヒルになれる本格的な理由があればお聞きしたいものである。

ところで、コンパの企画のとき、ビールはほとんど問題にもされない。その理由は、「ビールはおチヨクで飲めない」からではなく、全く一にかかつて、含有酒精量の割には、あまりにも高いところにある。

泡の下がほとんど税金であるかぎり、コンパとビールは縁がない。

假りに、ビールが二級酒に比して割安となつたとしよう。例えば、瓶詰一本五〇圓としよう。四〇圓なら尙いい。果して、どこのコンパが二級酒のチビ飲みを固執するであらうか。ガク然として杯なめの因習征伐に躍起とならないであらうか。また

その祝杯を、ビールの「樽」で擧げないであらうか。そのとき彼らはビールのコップを再びなめあうであらうか。

ここに至つて、われらは、濃縮ウランの受け入れにヤツキとなるばかりで、肝心の夏場を迎えて、なお濃縮ビールの格安な受け入れに一肌ぬいで、この際男を上げようという氣も起きぬ民主黨政府の人氣取り政策の矛盾撞着を、適度の飲酒黨の一員として、ガイタンせざるをえないのである。且、その因習温存政策が無計畫にして巧妙であり、しかもその結果がいかにポロイものであるかを洞察して嘆息せざるを得ないのである。

バターか大砲かは遠い涼しい英國のこと。高温多濕の總攻撃の最中、われらは原爆よりも絶対に濃縮格安ビールを要求する。所詮ムダとは知りつゝも。(おの)

編集後記

この雑誌の質の向上ということは編集者にとつての一番の關心事であるが、この質の向上は結局研究活動の如何に依存するものと認めねばならない。ところでこの研究活動は、私學においては様々な要因によつて阻害されている。

同志社大學を中心として一般私學におけるこの阻害要因を試みに分析して見れば、第一に私學における營利主義が指摘されねばならない。

例えば、授業料の高いことはさて置いて、入學試験を全學的

に或は學部別に何回も行つて受験料収入を増やすことが計られる。これは教職員の雜務増加の上のみ成り立つのは勿論、將來研究者たるべき學生そのものを精神的にスポイルするものである。また營利主義はコスト引下げにおいて表われ、低給料・研究費の壓迫・ボロ施設として現象する。私學の經營者は安い給料で少數の人間を出来る限り長時間使用することによつて、經費を少くしようと努力する。専任者を少くして、外來講師を多くし、講義を擔當しないような助手の採用は出来る限り見合わし、専任教師には出来る限り多くの授業を擔當させようとする。

國立大學では教授でも一週五、六時間が平均であるが、私學では助教ににならない専任講師でも五、六時間は最少限持たされ、教授ともなれば十時間以上は絶対に持たされ、十六時間位はザラである。これだけで既に私學の教師は如何に能力があつても、官學の教師に太刀打出来ない。その上事務職員の數が官學に較べて問題なく少いので、事務的仕事が教師の肩にかかつて来る。助手をも含めて専任者が少いので、各人の負擔は倍加されざるを得ない。夜學の存在もまた大きな負擔である。まだその上に夏期大學もある。かくして私學の教師は三重にも四重にも仕事を押し付けられている。これで研究せよと云つても、出来ないのが當り前である。一體自由な研究の時間は何處に存在するであらうか。

ところどころかかる負擔増加乃至勞働強化のスムーズな遂行を可能にするものは、また低賃銀とそれをカヴァーする諸手當である。低賃銀にあえぐ教師は、手當の貰える仕事をするこゝによつてその苦惱を免れようとする。曰く入試手當・夏期大學の手當・増擔手當・主任手當など。研究を大いにしたいと思つている者も、研究活動そのものに對しては手當や對價が伴はないし、たとえ研究の成果の發表によつて原稿料を貰えるにしても、研究論文の原稿料は研究に費された時間やエネルギーに比して全くの少額であり、場合によつては原稿料など貰えないことも多いので、てつとり早く手當を貰える仕事を、好むと好まざるとに拘らず、やらざるを得なくなる。かくして授業を成る可く多く擔當して増擔手當をかせぎ、入學試験の面白くない仕事をやつて入試手當を懐にするという結果になる。従つて諸々の手當こそは、教師にとつては低賃銀の苦惱をしばし忘れさせ、經營者にとつては低賃銀と過重勞働を永續化させるといふ誠に巧妙な機能を果しているものである。一度手當を得て生活の一時的上昇、というより生活苦惱の一時的緩和を味つた教師は、手當を貰わない以前の狀態に戻ることは不可能になる。それどころか、新しい手當を求めて更に一層の負擔過重に陥る。まさに資本主義社會の惡循環の縮圖ではないか。これでは私等の教師の從屬性は永續的なものとなり、研究心はますますスポイルされざるを得ないであらう。

研究者が少く、施設の不備なことも、私學經營の基礎に根ざしている。直接金を生まない研究費や研究設備は經營者にとつては單純なマイナスと考えられ、出来る限りその支出を抑えようと圖られる。そういう心理にとつては研究費は贅澤な支出と考えられる。書物などなくても講義は出来る。ある程度の知識があればそれ以上書物を讀んだり研究したりするのは無駄なことである。研究室などなくても、家で勉強すれば充分である。こうした考えが私學經營者の心を從來から支配して來たのである。私學の書物や研究施設の貧弱なことは、まさに目を覆わしめるものがあつたのは、その如實な證據である。これで一流の大學の研究室かと驚き入らざるを得ない有様であつた。これで研究が出来たら不思議である。最近では、大學院設置の基準に關聯して、他律的にはあるが、これではいけないといふので、研究施設の改善に力がそがれ始めたが、それも今までのところはほんの申譯程度である。

こうした私學における經營方針は、その露骨な宣傳主義と結び付いて、教師の研究活動を阻害し、研究心を麻痺させ、學者的良心をスポイルした。自主獨立の精神の下に創立された私學はかくて次第にその根を腐敗させて行く。文部省や第三者の云うことに對しては唯々諾々として従うが、内部の批判に對しては全然耳を貸そうとしない。かかる教育の結果、學生もまた誇りを失つて迎合的な人間になり易い。

以上はまさに必然的成行きである。勿論個人的には、これらの研究阻害要因は何とか解決出来ないものでもない。生活の苦しさに拘らず、無理をして書物を自分のポケット・マネーで買ひ、過重な仕事を避けて、研究に専念することは、個々人にとつては場合によつて可能である。しかし私學における研究活動を一般的に問題とする場合、それは全く絶望的できえある。この絶望的狀態を打ち破るためには、一寸やそつとの變革では駄目である。極端に云えばまさに革命的變革を必要とする。われわれは隅であれこれ不平を云うのを止めて、私學における徹底的變革を検討し始めてもいいのではなからうか。研究活動を盛んにし、學問的レベルを高めるためには、從來のシステムではどうにもならないことは明かである。私學經營の新しい時代が漸くわれわれの前に姿を現わさんとしていると感ずるのは、豈わたくし一人だけであらうか。(服部)